

けやき台自主防災会設置規則

平成22年4月25日

規則第 7 号

（趣旨）

第1条 この規則は、けやき台自治会会則第39条第2項の規定に基づき、けやき台自主防災会（以下「本会」という。）の組織、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、けやき台コミュニティハウス（三田市けやき台3丁目63番地2）に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の地域共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災知識の普及・啓発
- （2） 災害危険の把握
- （3） 防災訓練
- （4） 災害時要援護者対策
- （5） 防災資機材等の備蓄及び管理
- （6） 災害時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策

（会員）

第5条 本会は、けやき台地区内の自治会員をもって構成する。

（役員の選任）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
 - （2） 副会長 若干名
 - （3） 防災委員 若干名
- 2 会長は、けやき台自治会の会長の職にある者があたる。
- 3 役員は、会長が指名した者とする。
- 4 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

（会議の開催）

第8条 本会に、役員会を置く。

（役員会）

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- （1） 防災計画の作成及び改正に関すること。
- （2） 事業計画に関すること。
- （3） 予算の執行に関すること。
- （4） その他、役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画の作成等）

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- （1） 自主防災組織の編成及び役割分担に関すること。
- （2） 防災知識の普及・啓発に関すること。
- （3） 災害危険の把握に関すること。
- （4） 防災訓練に関すること。
- （5） 災害時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、他組織との連携及び防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- （6） その他必要な事項

（市等との連携）

第11条 本会の活動にあたっては、三田市等と常に連携し、情報の入手や意見交換等を行っていくこととする。

（経費）

第12条 本会の運営に要する経費は、けやき台自治会の会計をもってこれにあてる。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成22年4月25日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、平成23年度の自治会長が決定するまでの間は、けやき台自治会の自主防災会担当副会長の職にある者があたる。